

**参考資料4**

大学ポートレート運営会議(第12回)

令和2年1月29日

**教学マネジメント指針（案）**

< 目 次 >

|  |              |
|--|--------------|
| はじめに   | 1            |
| I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化  | 11           |
| II 授業科目・教育課程の編成・実施   | 15           |
| III 学修成果・教育成果の把握・可視化   | 22           |
| IV 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）                           | 31           |
| V 情報公表   | 39           |
| おわりに   | 45           |
| 別紙1 「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係（イメージ）」          | 【資料3-2として配布】 |
| 別紙2 「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報について」 | 【資料3-3として配布】 |
| 別紙3 「情報公表について」   | 【資料3-4として配布】 |
| 「教学マネジメント指針」概要   | 【資料3-5として配布】 |
| 「教学マネジメント指針」要旨   | 【資料3-6として配布】 |
| 「教学マネジメント指針」用語解説   | 47           |
| 審議経過   | 53           |
| 委員名簿   | 57           |

## V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に對して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に關係する情報をより自發的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との關係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

- 大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、
  - ・ 学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に対し、学生がどのような学位プログラムにおいて、どのような能力等を身に付けることができるのか、適切な教育環境が整備されているか等を具体的に提示すること
  - ・ 大学が、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対し、教育という公共的使命を担う社会的存在として、大学教育に関する情報を積極的に公表するという説明責任の観点が強調されてきたところである。
- 大学教育の質の向上という観点からも、情報公表の意義は位置づけられてきた。具体的には、国による設置認可の後も、法令を踏まえつつ、各大学が自らの強み・特色を生かして恒常的に大学教育に関する質の維持・向上を図っていることを、7年に一度の認証評価だけではなく、大学自らが社会に対して公表するという営みそのものが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられるからである。
- 今後も各大学が自らの強み・特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくことが求められる。情報公表については、学校教育法（昭和22年法律第26号）をはじめとする法令に規定が設けられ、大学の取組も進んできたところであるが、現在、法令上公表が義務化されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどのような教育成果を上げたかなどの成果の確認ができていないという課題が指摘されている。こうした状況も背景として、従来、社会の関心が学生の学修成果や大学全体の教育成果に向けられることのないまま、大学は例えば「偏差値」等の尺度で一元的に判断してきた傾向もある。このため、大学が、学修成果・教育成果の把

握・可視化を大学内部で行うことになるとどまらず、各大学における学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多元的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。

- また、地域社会や産業界等の社会と大学との関係が、キャリア教育や課題解決型教育プログラムの共同構築等、教育面も含めてこれまでにない水準で深化していくという変化が予想される。大学が教職員個人の人脈を超えて、地域社会や産業界等と恒常的な「組織対組織」の連携を深め、その協力を継続的に得ていくためには、大学からより具体的な情報の発信を行うことにより、社会から見えづらいと言われる大学内部でどのような取組が行われているかが理解され、適切なパートナーとして認知されることがまず必要となる。各大学が、地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に情報公表を行っていくことによりその声や期待に応えていることを示し、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することが求められる。
- しかし、いまだに一部の大学では、自らの強み・特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図っていこうとする取組が十分でない例や、入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望する例等も指摘されている。各大学には、自らが認識する強みや弱点も含めて、可能な限り広範で具体的な情報を外部に発信し、そのフィードバックを踏まえて学修目標や教育課程の見直し等を行うなど、外部からの適切な評価や支援を教学マネジメントの各局面で生かすことで、社会からの評価を通じた教育の質の向上や、入学希望者のミスマッチの回避を図っていくことが期待される。
- 大学の活動は多面にわたっており、個々の活動が相互に関係を有しているものであることから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。例えば、厳格な成績評価を行えば、これに伴って修業年限内での卒業率や中途退学率に変動を及ぼすことも考えられる。また、教員数についても、附属研究所を有する大学等大規模な研究活動を行っていることにより授業を担当しない教員が多数在籍する大学と、教育活動に大きな重点を置いている大学とではその表れ方は異なる。このように個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があり、例えば、その数字が何を意味し、なぜそのような結果になり、どのような情報と組み合わせて参照が必要か、今後どのようにその結果への対応を図る予定かなど、各大学における分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。

- 特に、個々の大学においては、その規模は言うに及ばず、教育の理念・目的、沿革、地理的条件、受け入れる学生の姿、公的支援や民間からの寄附等の水準等、それぞれの大学を取り巻く環境自体に大きな差異がある。情報に附帯する大学の分析や解説等を考慮するなど、必要な配慮が行われることなく、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすること、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ないという点は強調しておく必要がある。

## 1. 大学全体レベル

- 情報公表に関する現行の法令として、まず、学校教育法では「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」（第113条）、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備…の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」（第109条第1項）とされている。
- また、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）では、
- ・大学の教育研究上の目的及び三つの方針に関すること
  - ・教育研究上の基本組織に関すること
  - ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - ・入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
  - ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ
- の公表が各大学に義務づけられている（第172条の2第1項）ほか、「大学は、…教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。」（同条第2項）とされている。このように公表が義務付けられている情報については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日22文科高第236号）を踏まえつつ、大学全体として適切に対応する必要がある。

○ 学修成果・教育成果の把握・可視化の観点からは、一人一人の学生が自らの学びの成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるようにする必要がある。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できているかを、エビデンスとともに説明できるようにする必要がある。さらに、把握・可視化した学修成果・教育成果を教育改善に活用することが必要である。

一方、情報公表の観点からは、当事者である学生・大学であれば理解・活用できる学内の情報としてではなく、学外者であっても理解できる内容・表現となるよう、例えば統計情報に関してはサンプリング手法や計算方法、定性的な情報に関する用語の定義や分析の根拠を示すこと等によって、関係者に対して誠実な情報公表に努めるよう留意することが必要である。また、必要に応じて類似する大学や学位プログラムとの比較（ベンチマーク）を提示すること等も考えられる。

○ こうした考え方を踏まえ、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、公表する情報の収集等の方法の考え方を整理している（別紙3）。ここではまず、（1）「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と（2）「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」を整理した上で、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。

このうち（1）はⅢで整理した項目であり、情報公表の観点から、学生がどのような資質・能力を身に付け、そのためにどのような学修をどの程度行ってきたか、また大学が提供する教育課程はどのように評価され、希望する進路にどの程度の学生が進んでいるか、入学・在籍・卒業の状況はどのようなものかといった点等を明らかにする観点から、各項目の意義、内容等について整理を行った。また、（2）は、大学が教育課程を機能させるためにどのような取組を行っているかについて、同様に整理を行っている。

また、①は、各大学が現行の法令に基づいて大学として当然把握していることが求められている情報や、すべての大学において通常の教育活動に伴って十分な把握が可能であって、同方針に定められた学修目標そのものの達成状況を把握するために最低限必要と考えられる情報である。②は、各大学が教学マネジメントを確立する上で、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善を行うため、各大学の判断の下で収集することが想定される情報が分類されている。なお、Ⅲにおける整理と同様、特に②に分

類された情報の収集・公表の必要性・重要性は、学位プログラムの内容やその学修目標によってそれぞれ異なるものと考えられる。

これらの項目は、情報の公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。特に、（1）①に分類される項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に関するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。

- 情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定や教学 I R 部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で、必要な情報の収集を行う必要がある。その際、公表する情報は、その時点・内容・単位等について、各学位プログラムといったレベルを超えて、大学全体として、また、各情報間で整合性があるように取り扱われる必要があるとともに、学校基本調査等の公開されている情報との整合性にも留意する必要がある。
- 情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うことが必要である。情報の掲載を行う際には、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようとする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜の観点から、例えば、
  - ・各学位プログラムに関する情報も、大学として統一的な表示方法で一元的に閲覧できるような設計とすること
  - ・各大学のサイトのトップページにわかりやすい形でリンクを設け、関係するページへの誘導を行うこと
  - ・学生や学費負担者、入学希望者、地域社会や産業界等、利用者の属性と関心に応じた情報の分類を行うこと等の工夫を図ることや、利用者等の意見を踏まえて定期的な見直しを行うことが求められる。また、外部からの問い合わせになるべく速やかに適切に応答する観点から、大学として必要な職員の配置を行うことが考えられる。
- 大学が各自において情報の公表に取り組むことに加え、より効率的・効果的に情報を利用者に届けるために大学ポートレートを活用することも考えられる。
- さらに、国際的な大学間の連携や、学生・教員の国際的な流動性の高まり等大学教育のグローバル化が進展する中で、我が国の大学の状況が、海外に十分発信されていないという指摘を踏まえ、積極的に情報を発信することを通じて、留学生の獲得や国際的な大学間交流の構築につなげていくことが期待される。また、国際的な教育研究活動や学

生交流に特色を発揮する大学については、国際的な視点で評価や支援を受けながら教育を改善する観点からも、海外に積極的に情報発信することが求められる。その際、個々の大学による取組だけでなく、複数の大学が連携して情報発信を行うことも想定される。使用される言語は英語が想定されるが、各大学の戦略に応じてターゲットとなる国の言語を用いることも考えられる。

- 以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、（1）「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と（2）「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- これらの情報のうち、特に（1）①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に関するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- 情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようとする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- 以下、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を「規則」、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を「基準」とそれぞれ略記する。

#### （1）「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

| 情報   | ①公表の意義             | ②公表することが考えられる内容   | ③公表する情報の収集等の方法  |
|--|--------------------|---|---|
| ①大学の教育活動に伴う基本的な情報があつて全ての大学において収集可<br>能とされるもの | 各授業科目における到達目標の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得していく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>入学年度別・年度毎の平均履修単位数（※）</li> <li>入学年度別・年度毎の平均修得単位数（※）</li> </ul> </li> <li>(※) 必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。<br/>(学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第32条</p> |
|  | 学位の取得状況            | <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数</li> <li>当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号</p>   |
|  | 学生の成長実感・満足度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けられているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする</li> <li>大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況</li> </ul>   |

| 情報                          | ①公表の意義   | ②公表することが考えられる内容   | ③公表する情報の収集等の方法  |
|-----------------------------|--|---|---|
| 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の以下の情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>・学生の主な就職先</li> <li>・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>・学生の主な進学先</li> </ul> </li> <li>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号<br/>関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査<sup>1</sup>」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</li> </ul>   |
| 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</li> <li>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業者、在学者、退学者の数と割合（公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。）</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号<br/>関連する調査等：「学校基本調査<sup>2</sup>」</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</li> </ul>   |
| 学修時間                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内外及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるため的一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況（単位の修得状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第21条</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生へのアンケート調査を通じた収集<br/>(※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> </li> <li>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</li> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul> |

<sup>1</sup> 「平成30年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/05/1416816.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/05/1416816.htm)

<sup>2</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)

| 情報   |   | ①公表の意義   | ②公表することが考えられる内容  | ③公表する情報の収集等の方法  |
|--|---|--|--|---|
| (2) 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報 | 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の授業科目的科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教務システム等を活用した個々の学生の授業科目的履修履歴の収集</li> </ul>  |
|  | 卒業論文・卒業研究の水準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする</li> <li>学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができます</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体の状況</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>卒業論文・卒業研究の評価により明らかにことができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>  |
|  | アセスメントテストの結果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができます</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> |
|  | 語学力検定等の学外試験のスコア   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができます</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>                     |

| 情報              | ①公表の意義   | ②公表することが考えられる内容  | ③公表する情報の収集等の方法  |
|-----------------|--|--|---|
| 資格取得や受賞、表彰歴等の状況 | <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができます</li> </ul> | <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul> | <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul> |
| 卒業生に対する評価       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>   |
| 卒業生からの評価        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>  |

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

| 情報   | ①公表の意義                 | ②公表することが考えられる内容  | ③公表する情報の収集等の方法  |
|--|------------------------|--|---|
| ①大学の教育活動に伴う基本的な情報であつて全ての大学において収集可能と考えられるもの | 入学者選抜の状況               | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等<br/>(各年度における「大学入学者選抜実施要項<sup>3</sup>」に基づく公表を実施することが想定される。)</li> </ul>                                      |
|  | 教員一人あたりの学生数            | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。<br/>(公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。)</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号<br/>関連する調査等：「学校基本調査」</p>         |
|  | 学事暦の柔軟化の状況             | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）<br/>(単位の修得状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> </ul>  |
|  | 履修単位の登録上限設定の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など）<br/>(学修時間や単位の修得状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第27条の2</p>   |
|  | 授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容） | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい）<br/>(ナンバリングの実施状況やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益)</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項</p> |
|  | 早期卒業や大学院への飛び入学の状況      | <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>   |

<sup>3</sup> 「令和2年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」（[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/05/1282953\\_001\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/05/1282953_001_1.pdf)）

| 情報  |                           | ①公表の意義  | ②公表することが考えられる内容  | ③公表する情報の収集等の方法  |
|---|---------------------------|---|--|---|
|   | FD・SDの実施状況                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>                             |
| (2)教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報 | GPAの活用状況                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする</li> <li>GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や、履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>(単位の修得状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul> |
|   | カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を構成していることを明らかにする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※）<br/>(※)カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。<br/>(ナンバリングの実施状況や授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）との関係も併せて公表することが有益)</li> </ul> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul>                 |

| 情報 |              | ①公表の意義  | ②公表することが考えられる内容   | ③公表する情報の収集等の方法  |
|----|--------------|---|---|---|
|    | ナンバリングの実施状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系性が整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行わっていることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益）</li> </ul> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について<sup>4</sup>」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul> |
|    | 教員の業績評価の状況   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針など</li> </ul> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>                            |
|    | 教学 I R の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学 I R について適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学として実施している教学 I R の主な内容（分析事例の紹介や、教学 I R をきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>教学 I R を担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>教学 I R に関する学内規則</li> </ul> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>教学 I R の主な内容の収集</li> </ul>                                   |

<sup>4</sup> 「大学における教育内容等の改革状況について（平成28年度）」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/1417336.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1417336.htm)

# 教学マネジメント指針の概要（案）

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメント  
とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びっていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

教学マネジメント  
指針とは

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

## 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るために出発点

IV  
教學マネジメント  
（FD・SD、  
教學IR）を支える基盤

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

「学位プログラム」レベル

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

シラバス、カリキュラムマップ、  
カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週復数回授業、  
アクティブラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

ルーブリック、GPA、  
学修ポートフォリオ

項目の例は  
別途整理

学位プログラム共通の考え方  
や尺度（アセスメントプラン）に  
則り、大学教育の成果を点検・評価

積極的な説明責任

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

社会からの信頼と支援

## 教学マネジメント指針 要旨（案）

### はじめに

今後到来する予測困難な時代にあって、学生は自律的な学修者となることが求められている。こうしたことを背景としつつ、グランドデザイン答申<sup>1</sup>においては、高等教育改革の実現すべき方向性として、「学修者本位の教育の実現」を謳っている。

これまででも教育の質を保証するため、各高等教育機関における自主的な教育改善努力が促されてきたが、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。また、大学が密度の濃い主体的な学修を促す機会の提供を通じて、自律的な学修者を育成できているかについても、いまだ大きな課題が残されているといえる。こうした課題を乗り越えるためには、教育を目的とする組織としての大学が、教学マネジメントという考え方を重視していく必要がある。

教学マネジメントとは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。教学マネジメントの確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内及び学生の資源は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のために大学における時間の構造も「供給者目線」から「学修者目線」へと転換していくという視点が特に重視される必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては様々な取組が必要となるが、そのためには個々の取組を別個に独立したものとして積み上げるだけでなく、学修者本位の教育という目標に向けてそれぞれの取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善につなげていかなければならず、困難が伴うものである。

本指針は、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論を基に、三つの方針<sup>2</sup>（特に「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」）に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すことにより、教学マネジメントの確立に向けた各大学の真剣な検討と取組を促す契機とすることを目的として作成された。

ただし、教学マネジメントは各大学が自らの理念を踏まえ、その責任において、それぞれの実情に合致した形で構築すべきものであり、本指針はそのまま従う「マニュアル」であることは意図していない。本指針は、教育改善の取組が、必ずしも学修者の目線に立ったものとなっていない大学や、十分な成果に結びついていない大学に、当分科会が大学教育の質の保証の観点から確實に実施されることが必要と考える取組や留意点等について、多様な大学等に共通する内容を中心に、分かりやすい形で示し、その取組の促進に主眼を置くことを意図している。

学長・副学長や、学部長など個々の学位プログラムの構築・運営に責任を負う者は、教学マネジメントの確立に主たる責任を負う管理者として、本指針を参照することが最も強く望まれる者である。また、本指針は現場で実際に教育やその支援に携わる教職員も利用できるよう留意し、また、広く大学に関わる関係者に対しても理解され、受け止められるものとなるよう作成されている。

本指針も踏まえたそれぞれの大学における積極的な教育改善の取組が、その直接の関係者を超えて、広く社会一般から評価され、大学教育が信頼されることにより、大学に対する支援の拡大が図られるという「信頼と支援の好循環」の形成につながることが期待される。

教学マネジメントの確立に向けて、学長の果たす役割は決定的に重要である。学修者本位の教育の実現のため、各大学の既存のシステムを学修者目線で捉え直し、改めていくという包括的な改革に取り組むためには、学長が強力なリーダーシップを発揮し、全学的な視点の下で教職員一人一人の意欲と能力を最大限引き出していく必要がある。また、必要に応じ、学内・学外資源の最適な利活用についても構想していくことが期待される。

<sup>1</sup> 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年1月26日中央教育審議会答申）

<sup>2</sup> 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」

## I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則つて点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

- 各大学は、三つの方針に係るガイドライン<sup>3</sup>で掲げられた事柄について改めて留意することが求められるとともに、以下のような事項について理解することも必要である。

### 1. 大学全体レベル

- 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やループリック等の尺度（アセスメントプラン）に則つて点検・評価を行うことが必要である。その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について、三つの方針の内容に即してあらかじめ定めておく必要がある。
- 学修者本位の教育への転換の観点からは、まずは大学としても、副学長等を中心に、各学位プログラムを横断して学位の名称にふさわしい学修目標となっていることについて、各学位プログラムにおいて適切な策定プロセスが踏まれているかを中心に、事前に確認を行うことが期待される。あわせて、各学位プログラムにおいて、アセスメントプラン等に従い、学位プログラムについて日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価が行われているかを確認することが期待される。

### 2. 学位プログラムレベル

- 各大学が学位プログラム毎に定める「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、対外的には卒業生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能すべきである。したがって、大学は同方針において、それぞれの大学の強みや特色を生かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい具体的かつ明確な学修目標を示す必要がある。
- 「卒業認定・学位授与の方針」における学修目標は、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、大学が学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとされる必要がある。そのためには、例えば卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。
- 学位プログラムの構築・運営に責任を担う学部長等や実際の運営に携わる教員等が、最終的に学生に授与する学位の名称に対して、学修目標・学修内容が適切なものとなっていることを客観的に説明できることが重要である。併せて、それぞれの学位プログラムにおいても、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価を行うことが求められる。

<sup>3</sup> 『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

## II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。編成に当たっては、授業科目が過不足なく設定されているかや、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の基点となるものであることも踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を、授業科目・教育課程の編成において具體化し、客観的な点検・評価を可能にすることが求められる。この観点からは、学部長等や教員等に、当該学修目標を達成でき、かつ点検・評価も可能な授業科目・教育課程を具体的に構築することができるような、当該学問分野における専門性が必要となる。

### 1. 大学全体レベル

- 教育課程の編成・実施は、大学全体のレベルにおいても組織的に行われる必要がある。このため、学修目標の設定と同様、副学長等を中心とした体制を整えることが期待される。その上で、大学としても、各学位プログラムを横断して、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、各学位プログラムにおいて適切な編成プロセスが踏まれていることを中心に、事前に確認することが期待される。加えて、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価が行われているかを確認することも期待される。

### 2. 学位プログラムレベル

- 授業科目・教育課程の編成・実施は、学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整える必要がある。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要である。同方針との関係が明らかでない授業科目については、内容の見直しや取りやめの検討が必要となる場合もあることに留意することが必要である。
- 体系的な教育課程を編成する際には、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、
  - ① 個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討すること
  - ② 例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること
  - ③ 例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証することなどが必要である。
- 学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とする上では、必修科目の適切な設定や、学生の同時履修授業科目数の大膽な絞り込みが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。
- シラバスの具体的な内容は教員が作成することが主として想定されるが、学位プログラムレベルにおいて、シラバスに記載すべき項目の設定や「卒業認定・学位授与の方針」と各授業科目の到達目標の関係の検証等が責任を持って行われる必要がある。

### 3. 授業科目レベル

- 個々の授業科目の到達目標は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を更に具体化する観点から「何を学び、身に付けることができるのか」を意識して設定される必要がある。
- シラバスは、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、授業の行程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」（到達目標）を明確に定めることで適切な成績評価を実施するための基点としても機能するよう作成される必要がある。具体的には、
  - ・授業科目の目的と到達目標、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、授業科目の内容と方法、授業科目の計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等を盛り込む必要がある。また、到達目標を定めるに当たっては、例えば「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。

### **III 学修成果・教育成果の把握・可視化**

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多元的な形で行う必要がある。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

- 学修成果・教育成果の把握・可視化は、学修者本位の教育を実現する観点から、一人一人の学生が自らの学びの成果（学修成果）として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるように複数の情報を組み合わせた多元的な形で行われることが必要である。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること（教育成果）も、学修成果と同様に説明が必要である。
- また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。その上で、把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「卒業認定・学位授与の方針」自体の見直し等の改善につなげていくことが必要である。
- ただし、学修成果・教育成果の把握・可視化については、
  - ・全ての学修成果・教育成果を網羅的に把握することはできない
  - ・把握した学修成果・教育成果の全てが必ずしも可視化できるわけでもないという限界が存在すること等に留意する必要がある。あわせて、学修成果・教育成果の把握・可視化は相応のコストを要する。これらはあくまで一人一人の学生のため、大学の教育改善のために行われる取組であって、「測定のための測定」に陥ることがあってはならないことを常に意識する必要がある。
- 成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提であることには改めて留意する必要がある。

## 1. 大学全体レベル

### 【成績評価】

- 大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する大学としての考え方を内外に示すためにも、成績評価に関する全学的な基準を策定・公表するとともに、授業科目における到達目標の達成水準との関係を公表するなどの取組が強く期待される。

### 【学修成果・教育成果の把握・可視化】

- 学修成果・教育成果の把握・可視化に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、また、その仕組みを構築し、その結果に対し学内外の理解を得ることは相応の時間が必要な困難な取組である。そのため、各大学においては、自らの強み・特色等を踏まえて設定した大学全体としての教育理念に即し、上記の情報の自主的な策定・開発を計画的に進めていくことが強く期待される。
- また、多元的な把握・可視化を行い、教育改善を進める観点からは、学長のリーダーシップの下で教育改善を進めることができる全学的な組織を整備することができる。

## 2. 学位プログラムレベル

### 【成績評価】

- 各授業科目の到達目標について、ループリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにしておくことは、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上の観点から有効と考えられる。
- 各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準を踏まえて意図されたとおりの成績評価が行われているかを事後的に検証する仕組みを作ることも重要であることに留意する必要がある。

### 【学修成果・教育成果の把握・可視化】

- 学修成果・教育成果の把握・可視化を考える上では、個々の授業科目の成果や大学内外における様々な学生としての活動の成果が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けることにより寄与しているかを明らかにすることが非常に重要である。
- 単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、各大学が自ら様々な情報を組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが強く期待される。その際、エビデンスとして使用可能な情報について、同方針の各項目にひも付けて整理し、同方針に定められた資質・能力を身に付けていることを示すことが考えられる。（別紙1参照）
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例としては、以下のようなものがあげられる。（別紙2参照）
  - (1) 大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるものの例
    - ・各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間
  - (2) 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報の例
    - ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価
- 各大学においては、これらの項目や分類も参考としつつ、その自主的・自律的な判断とその責任の下で学修成果・教育成果の把握・可視化が進められることが期待される。
- 上記のような情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に示し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるようにする

ためには、学修ポートフォリオの利用は効果的に機能するものと考えられる。さらに、学生の同意のもとで学修ポートフォリオに蓄積された情報を、就職先等の社会に向けて提供していくことも考えられる。

- 学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。

### 3. 授業科目レベル

#### 【成績評価】

- 個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されることが求められる。「各授業科目における到達目標の達成状況」は、学修成果・教育成果の把握・可視化における最も基本的な情報、いわば「出発点」として位置付けられる。
- 成績評価を適正に行い、信頼性を確保する上では、教員間の共通理解の下、
  - ・各授業科目における「何を学び、身に付けることができるのか」という具体的な到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること
  - ・公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっていることが必要である。

## IV 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要がある。加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集するまでの基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

- FD・SD、教学IRは、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果を踏まえ、教学マネジメントの一環として実際に教育活動を改善していくという側面も有する重要な活動として理解される必要がある。

#### 【FD・SDの高度化】

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けた学生を育成する上では、同方針に基づく体系的なカリキュラムの組織的な編成のみならず、これを学修者本位の教育という観点から適切に実施するために必要な資質・能力を備えた教職員の存在が不可欠となる。
- また、学修者本位の教育を提供するための新たな教授法や教育プログラムを提供するに当たっては、それを設計・実施する教員個々人の研さんや努力のみに期待するのではなく、それに必要な知識・技能等を身に付けられる研修の実施等、組織的かつ体系的なFD・SDの実施が不可欠である。
- その前提として、各大学は、自らが定める大学全体としての教育理念や「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、自学が目指す教育を提供するために教職員に必要な資質・能力を特定して望ましい教職員像を定義する必要がある。
- さらに、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報を共有し、明らかになった課題を分析し、これに対応するための改善方策を立てるなど、多くの教職員の参画を得

ながら、実際に教育を改善する重要な活動と位置づけられる。このような認識のもとで、組織的かつ体系的に実施することが必要である。

- 教学マネジメントを機能させるためには、大学全体としての教育理念や「卒業認定・学位授与の方針」、これらを踏まえた望ましい教職員像をFD・SDを通じて共有し、関係者間で共通理解を構築することが必要である。

#### 【教学IR体制の確立】

- 教学IRの主たる役割は、大学全体の関係者、とりわけマネジメント層が教学改革について正しい判断を行うために必要なデータを収集・分析し、一定の目標達成に資する情報として提供することにあることを、特に大学のマネジメント層が認識する必要がある。

#### 1. 大学全体レベル

##### 【FD・SDの高度化】

- 大学全体で教学マネジメントを円滑に実施していくため、学長・副学長といったマネジメント層に対しては、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果も踏まえ、大学全体としての教育理念や三つの方針を適切に設定したり、見直したりするための研修会等のFD・SDを、定期的に企画・実施する必要がある。
- 組織的かつ体系的なFD・SDを学内で継続的に実施するため、教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成を進めることが期待される。学内において専門人材を確保・育成できない場合においても、先進的な取組を行う大学やFD・SDに関する教育関係共同利用拠点との連携、コンソーシアムへの参加等、自学の教職員に対しFD・SDの機会を提供できる環境づくりに努める必要がある。

##### 【教学IR体制の確立】

- 教学IR部門の役割は情報の収集・分析であり、分析の結果得られた情報を踏まえて教育改善のための判断を下すことは、学長をはじめとするマネジメント層の役割である。教学IR部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行うためには、学長のリーダーシップの下で教学IR部門に必要な権限を付与するなどの環境整備が必要である。
- 教学IRに関わる専門スタッフが不足していることにより、その機能が十分果たせていない大学も存在する。外部の機関の活用や大学間連携を通じて、教学IRのみならず専門スタッフの育成を活性化するとともに、教学IRに関わる事務を共同処理することが期待される。
- 教学IRに必要となる学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上では、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱に関する定め等の学内規定等の整備と、これらに基づき教学IRを実施していく運用の確立が必要である。

#### 2. 学位プログラムレベル

##### 【FD・SDの高度化】

- 「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、学位プログラムが目指す教育を提供するために当該プログラムにおいて教職員に求められる資質・能力を望ましい教職員像として明らかにした上で、教職員の経験等に応じて体系的にFD・SDの機会を提供する必要がある。
- 特に、教員としての経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員の採用のタイミングで、大学教員に一般的に求められる基礎的な知識・技能や学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDは確実に実施されることが必要である。加えて、教員としての経験を有する者に対しても、例えば新たに着任した場合や組織内で担う役割が変化した場合等、節目となる時点を中心に、教員としての知識・技能のアップデートを図る観点から、個々の教員の状況等に合わせて適切なFD・SDを実施していく必要がある。

### 【教学 I R体制の確立】

- 教学 I Rは、「卒業認定・学位授与の方針」に即した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点は何か、あるいは同方針そのものを改善すべき点はないかといった観点から、適切なタイミングで実施される必要がある。
- 教学 I Rは、学修成果・教育成果の把握・可視化と密接に関わるものであることから、学部長等は重点的に把握・可視化すべき学修成果は何か、どのような分析を加えて欲しいのかといった要望を教学 I R部門に対し適確に伝え、学内で連携を図り取組を組織的に進める必要がある。

### 3. 授業科目レベル

#### 【FD・SDの高度化】

- 「卒業認定・学位授与の方針」に即した最適な教育を提供するためには、学位プログラムにおける個々の授業科目を担当する個々の教員が同方針そのものや個々の授業科目との関係を理解・認識することや、個々の教員に対し大学の教員に一般に求められる基礎的な知識・技能及び学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されることが必要である。

### 【教学 I R体制の確立】

- 個々の授業科目との関係では、教学 I Rは当該授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」との関係で期待される役割を果たしているかといったマクロな観点からの授業科目の検証・改善や、授業科目単体として学生の参加意欲や興味・関心を高めるためにはどうすればよいかといったミクロな観点からの授業科目の検証・改善にも用いることが可能であり、適切な目標設定の下に行われることが必要である。

## V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

- 大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者や、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対する説明責任の観点が強調されてきたところである。
- また、国による設置認可の後も各大学が自らの強み・特色を生かして恒常的に大学教育に関する質の維持・向上を図っていることを、7年に一度の認証評価だけではなく、大学自らが社会に対して公表するという営みそのものが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられる。
- 今後も各大学が自らの強み・特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくことが求められる。情報公表については大学の取組も進んできたところであるが、法令上公表が義務化されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができるないという課題が指摘されている。こうした状況も背景として、従来、社会の关心が学生の学修成果や大学全体の教育成果に向けられることのないまま、大学は例え「偏差値」等の尺度で一元的に判断してきた傾向もある。このため、大学が、学修成果・教育成果の把握・可視化を大学内部で行うことになるとどまらず、学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極

的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多元的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。

- また、大学が地域社会や産業界等と恒常的な「組織対組織」の連携を深め、その協力を継続的に得ていくためには、大学からより具体的な情報の発信を行うことで大学内部の取組が理解され、適切なパートナーとして認知されることがまず必要となる。各大学が積極的に情報公表を行っていくことにより外部の声や期待に応えていることを示し、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することが求められる。
- 各大学には、自らが認識する強みや弱点も含めて、可能な限り広範で具体的な情報を外部に発信し、外部からの適切な評価や支援を教学マネジメントの各局面で生かすことで、社会からの評価を通じた教育の質の向上や、入学希望者のミスマッチの回避を図っていくことが期待される。
- 大学の活動は多面にわたっていることから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。
- 特に、個々の大学においては、その規模は言うに及ばず、教育の理念・目的、沿革、地理的条件、受け入れる学生の姿、公的支援や民間からの寄附等の水準等、それぞれの大学を取り巻く環境自体に大きな差異がある。情報に附帯する大学の分析や解説等を考慮するなど、必要な配慮が行われることなく、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすること、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ないという点は強調しておく必要がある。

### 1. 大学全体レベル

- 学修成果・教育成果の把握・可視化の観点からは、学生が自らの学修成果を自覚し、説明できるようになることや、大学が教育成果をエビデンスとともに説明できるようにする必要がある。一方、情報公表の観点からは、当事者である学生・大学に向けた学内情報ではなく、学外者であっても理解できる内容・表現とすることで、関係者に対して誠実な情報公表に努めるよう留意することが必要である。
- 大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報の例としては、以下のようなものがあげられる。（別紙3参照）
  - (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
    - ① 大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの
      - ・各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間
    - ② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報
      - ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価
  - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例
    - ① 大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

- ・入学者選抜の状況、教員一人あたりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、F D・S Dの実施状況
- ② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報
- ・G P Aの活用状況、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況、ナンバリングの実施状況、教員の業績評価の状況、教学 I R の整備状況
- これらはあくまで例であり、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。特に、（1）①に分類される項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に関係するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
  - 情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定や教学 I R 部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で、必要な情報の収集を行う必要がある。

## おわりに

学修者本位の教育の実現は、既存のシステムを前提とした「供給者目線」を脱却し、「学修者目線」で教育を捉え直すという根本的かつ包括的な変化を各大学に求めており、学修者本位の教育の実現に向けた教学マネジメントの確立も、各大学において短期的に完全な形で実現されることは想定できず、関係者により安定的・継続的に取り組まれることにより実現されるものである。

教学マネジメントの確立に向けた取組を安定的・継続的に行う観点からは、大学として、特定の個人のみに依存するのではなく、関係者の主体性に基づく参画を広く得ることを目指していくことが重要である。

このため、学長は、学部長等や一人一人の教職員の意見に耳を傾け、丁寧なコミュニケーションを行うとともに、同様のコミュニケーションが教職員間で活発に行われる環境を醸成することが期待される。また、大学全体の教育理念、特に私立大学にあっては建学の精神を教育において実現するという視点から、教学マネジメントの重要性を学内において問い合わせし共有するというプロセスも、各大学の独自性を生かした取組を継続的に実現していくために重要であると考えられる。

さらに、大学内のみならず、国際社会や地域社会、産業界等教育と密接な関係にある存在、大学に対して期待を持つ社会一般と積極的に連携を図ることで、その協力を継続的に獲得していくことが、教学マネジメントの確立に向けた取組を安定的・継続的に行うための重要な条件となることも論をまたない。

本指針も契機として、各大学において、教学マネジメントの確立に向けた優れた取組が実施され、成果の蓄積も進んでいくことが期待される。まずは、各大学自身がこうした優れた取組や成果の蓄積を継続的にフォローアップしてゆくことが重要である。また、中央教育審議会及び文部科学省においても、各大学の取組を丁寧にフォローアップしつつ、適切なタイミングで本指針の充実を図るための検討を行うことが必要である。